

令和 2 年 6 月 10 日

各 位

株式会社さくらインベスト
大阪府大阪市北区梅田二丁目 5 番 6 号
代表取締役 浅倉 健二

当社に対する行政処分に関するお知らせ

本日令和 2 年 6 月 10 日付にて、当社は商品先物取引法（以下「法」といいます。）第 236 条第 1 項及び第 232 条第 1 項の規定に基づき、経済産業省及び農林水産省より、下記の行政処分（許可の取消し及び業務改善命令）を受けました。

お客さま並びに関係者の皆さまには、多大なご迷惑とご心配をおかけいたしましたことを改めて深くお詫び申し上げます。

過去の不祥事に真摯に向き合い、抜本的な業務改善を進めている状況でこのような重い処分を受けることは当社として受け入れられるものではなく、今回の行政処分に対しては、処分取消しの訴えを提起するとともに、執行停止の申立てを行い、司法判断を求める方針でございます。

詳細が決まり次第、改めてお知らせさせていただきます。

なお現在お取引中のお客様につきましては、新規の建玉はお受けすることができません。既存の建玉に関する決済のご注文は、8:30~20:00 まで、お受けすることが可能です。当社に対する処分内容は以下の通りでございます。

記

1. 処分内容

1. 法第 236 条第 1 項の規定に基づく許可の取消し

2. 法第 232 条第 1 項の規定に基づく業務改善命令

速やかに以下の措置を講じること。

①顧客に対し、今回の処分の内容を十分に説明し、顧客の求めに応じた適切な対応を行うこと。

②顧客の財産の返還について具体的な方策を策定し、これを確実に履行すること。

③会社の財産を不当に費消しないこと。

④①から③までの事項について、その実施状況を令和 2 年 7 月 8 日（水曜日）までに書面で報告するとともに、以降、その全てが完了するまでの間、随時書面で報告すること。

2. 処分の理由となる法令違反事項

(1) 当社の役員及び使用人は、商品デリバティブ取引につき、当該商品デリバティブ取引について生じた顧客の損失の一部を補てんし、又はこれらについて生じた顧客の利益に追加するため、当該顧客又は第三者に対し、財産上の利益を提供しており、これは、法第 214 条の 3 第 1 項第 3 号の規定に該当すること。

(2) 当社は、法第 190 条第 2 項に基づく許可更新申請において、(1)の事実を隠し、かつ、法第 192 条第 2 項の規定に基づく申請書の添付書類に虚偽の記載をして提出し許可の更新を受けており、これは、法第 236 条第 1 項第 4 号の規定に該当すること。

以上

お問い合わせ先

顧客相談窓口 0120-886-506 月曜日～金曜日 9:00～17:30

【ご注意】

- ・新規建玉はお受けすることができません。
- ・決済のご注文は 8:30～20:00 まで、お受けすることが可能です。